

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

日額旅費支給規程（昭和 37 年岩手県訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																	
<p>(鉄道賃等の加給)</p> <p>第 3 条 前条第 3 項の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊するとき</p> <p>当該旅行に要する運賃（岩手県東京事務所の宿泊施設に宿泊するときは、当該宿泊施設に宿泊した場合において支給される日額旅費の10分の1に相当する額を超える場合は、その<u>超える額</u>）</p>		<p>(鉄道賃等の加給)</p> <p>第 3 条 前条第 3 項の規定により日額旅費を支給する場合において、その旅行が特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃（以下「運賃」という。）を必要とする場合には、次に掲げる額の運賃を当該日額旅費に加えて支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊するとき</p> <p>当該旅行に要する運賃</p>																																	
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10級以上の職務にある者</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>9級以下4級以上の職務にある者</td> </tr> <tr> <td>3級以下の職務にある者</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	額	10級以上の職務にある者	[略]	9級以下4級以上の職務にある者	3級以下の職務にある者	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8級以上の職務にある者</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>7級以下3級以上の職務にある者</td> </tr> <tr> <td>2級以下の職務にある者</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	額	8級以上の職務にある者	[略]	7級以下3級以上の職務にある者	2級以下の職務にある者																				
区 分	額																																		
10級以上の職務にある者	[略]																																		
9級以下4級以上の職務にある者																																			
3級以下の職務にある者																																			
区 分	額																																		
8級以上の職務にある者	[略]																																		
7級以下3級以上の職務にある者																																			
2級以下の職務にある者																																			
<p>別表第 3（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第 1 区</th> <th>第 2 区</th> <th>第 3 区</th> <th>第 4 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4級以上又は技能職等給料表の5級以上の職務にある者</td> <td colspan="4" rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>3級若しくは2級又は技能職等給料表の4級以下2級以上の職務にある者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	4級以上又は技能職等給料表の5級以上の職務にある者	[略]				3級若しくは2級又は技能職等給料表の4級以下2級以上の職務にある者	[略]	[略]				<p>別表第 3（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第 1 区</th> <th>第 2 区</th> <th>第 3 区</th> <th>第 4 区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級以上又は技能職等給料表の4級以上の職務にある者</td> <td colspan="4" rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>2級又は技能職等給料表の3級若しくは2級の職務にある者</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	3級以上又は技能職等給料表の4級以上の職務にある者	[略]				2級又は技能職等給料表の3級若しくは2級の職務にある者	[略]	[略]			
区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区																															
4級以上又は技能職等給料表の5級以上の職務にある者	[略]																																		
3級若しくは2級又は技能職等給料表の4級以下2級以上の職務にある者																																			
[略]	[略]																																		
区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区																															
3級以上又は技能職等給料表の4級以上の職務にある者	[略]																																		
2級又は技能職等給料表の3級若しくは2級の職務にある者																																			
[略]	[略]																																		

別表第4（第2条関係）

区 分				日 額	摘 要
自治大学校の研修					研修に要する経費を勘案して <u>人事課</u> <u>人財組織</u> <u>改革担当</u> <u>課長</u> が定める額
東北自治研修所の研修				2,750円	
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	岩手県	10,100円	
			東京事務所		
		[略]	エスポワールいわて	[略]	
			[略]	[略]	
[略]					

備考 特別の事情により旅行に要する経費が多額で、この表による金額では適当でないと旅行命令権者が認めるとき、人事課給与職員福祉担当課長の承認を得て、別に定めることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

別表第4（第2条関係）

区 分				日 額	摘 要
自治大学校の研修					研修に要する経費を勘案して <u>人事課</u> <u>人財給与</u> <u>担当課長</u> が定める額
東北自治研修所の研修				2,650円	
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	エスポワールいわて	[略]	
			[略]		
		[略]	[略]	[略]	
			[略]		
[略]					

備考 特別の事情により旅行に要する経費が多額で、この表による金額では適当でないと旅行命令権者が認めるとき、人事課人財給与担当課長の承認を得て、別に定めることができる。